

平成29年度

廿日市市簡易水道事業
特別会計補正予算
(第2号)

広島県廿日市市

議案第66号

平成29年度廿日市市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度廿日市市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年9月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

第1表 債務負担行為

事	項
宮島地域インフラ施設等包括管理業務委託料 (宮島簡易水道施設維持管理業務)	

期 間	限 度 額
平成 2 9 年度から 平成 3 4 年度まで	144,535 千円